

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	農産物加工講習センター使用後の原状回復の義務		
根拠法令 及び条項	蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例 第10条第1項及び第2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （原状回復の義務） 第10条 使用者は、センターの使用後、直ちにこれを原状に復さなければならない。第8条の規定により使用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。 2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、蓮田市においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。		
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。